

Title	米国郵制略史
Sub Title	
Author	三井, 高陽
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.12 (1924. 12) ,p.1795(113)- 1816(134)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19241201-0113">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19241201-0113</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

るものである。最後に余は「Schumacher が世界最大の投機取引所(紐育)には定期取引の存在せざる事は世界周知の事實なるにも拘はらず、獨逸に於ては常に (immer wieder) 此事實を忘却せり」と云ふ言を此等の論者に與へて本論を結ばんとす。

(一) Schumacher, a. a. O., S. 28. 尙氏は紐育に直取引が最一般に行はれて變らざるは同地に於ける利息制限法の結果であると云つてゐる。

(二) Praeger, Börsenreform, S. 46.

(三) 拙著海外有價證券市場論三二四頁以下参照。

雜 錄

米國郵制略史

三 井 高 陽

第一 序 言

廣大なる未開の山野を擁し無數の沼川を含める米大陸に白人が其殖民を始めてより今日に至るまで驚くべき其文化の急速なる發展に與つて力ありしもの一つとして忘るべからざるものに其周到なる交通政策あり、永く同國文化史上に印せらるべき記憶すべき彼等移民の努力を顧みるときは吾等亦何物か學ぶものあるを覺ゆ。飛脚なるものは既にローマの古より道を開き車を通じ騎手は手簡を手にして東西に馳せたりと雖も其目的の範圍極めて狭少然も一般民衆の通

信機關としての資格を缺き、我邦往古の驛馬と等しく宮廷、官府の專用に止れり。

驛傳交通が其の機關を一般民衆のために開放し人文進歩の爲に寄與するに至れるは古きことにあらず、近世的施設にありては英國は驛傳史上に於て世界に其組織に於て第一位、其發達に於ても第一位、然して其世界化に於て獨り最進國たるの榮譽を荷えり。

英國のローランド・ヒルは彼の有名なるペニ・ポスター・ジョージを施して獨り英國のみならず今や世界各國の人民等しく其恩澤に浴し獨逸のステファン亦郵制の國際化を完うせりと雖もこれ十九世紀の事績に屬し、かゝる偉業を成さしむる迄幾多の人士の苦心を経て完きを待たるものにしてこれを史上に求むるに英國、獨逸、米國等夫々其國情に應じて種々苦心せられ殊に米國に於ては廣大なる未開地を開きつゝ、道を設け沼

を埋め經營せる、自ら英、獨、伊等に於けると異りて當局者の苦しみたる尋常のものにあらざりしなり。

### 第二 殖民當時の郵制

殖民當初の米國の郵制たるや素々英國の支配下にありしを以て其稅率配達方法等につきては同時代の本國の夫れと等しきものなりしが、國情の相異、道路の發達に關する彼我の差異、車輛馬匹の使用法の全く異なるよりして、其發達につきては別々の方向を執りしは注目すべき事實にして、米國の交通史を按ずるものは先づ目を道路、旅舎、馬、車輛の發達變遷を究めざれば其驛制に關する概念を得ること困難なれど、今こゝに其れ等の發達に伴ふて發達し今日の完備せる狀況に至りし米國の郵便制度、主として財政政策上より見たる米國の郵制につきてのみ記述することとしたり。一六三九年英

領北米殖民地に於て初めて郵便に關する本國以外の獨立せる法令を發布せられたり、當時最も繁盛なりしマサチュセツツ殖民地の政廳により出されたるものにして、これは外國との通信に關する法令なり。これ米國に於ける郵便に關する法令の嚆矢なりと云ふ。然して國內にありては道路未だ完らず往昔インデアン等土民が僅に草を分け樹根を踏んで往來せし小徑と、これを改修せし道路ありしのみにして別に定められたる飛脚等なく信書は序を以て其方面に赴く肉商等の馬に託せしのみ。然して十七世紀中葉に及ぶ頃より殖民地官省は移民と共に極力道路の開發に力めポストンを發してブリマウスに至る主路をはじめとしてアルバニーに至る要路を作るなど國內に於ても極力交通につとめ一方海外との交通に腐心せり。

前述の法令によれば外國より來る書狀は一片

と云ふ低額の料金を以てこれを配達し、又米國より外國に向け發送する書狀は同一料金を以て差立の便を計り、これを請負人に委するの法を立てたるなり、本令によりてポストンのリチャード・フェバンクス氏の家を指定し彼にすべてを行はしむることとせり。

一方國內の道路漸く其進歩を見、彼の有名な Bay Path の如き大いに人民を益し(この道はツヨリアルバニーに至る)この道を往來する車馬に託して信書を往來せり。ホーランドは其作 Bay Path に於てこの道路を讚美し、遠地よりの通信を得せしめ、樂しき戀の便りを届け、一條の太き思ひの糸を千々にくだきて其行先は遠き何十里の先の友の許に至り着點に於て其先は愛、智、情の千火萬焰となつて心と心を結ぶ仲立なりと云へり。

右は米國に於ての發令なるも、一方本國英吉利に於ては、一六六〇年郵便法を發し同法に於

て米大陸に於ける郵便事務の執行の細則を定めたり。この法令によればアメリカに一人の郵政長を置き之に伴ふ一切の特權と共に國王の指名を以て一私人に二十一ヶ年の期限にてこの郵政長の地位を賃貸することとせり、これ英吉利本國が初めて其殖民地に施せる郵便法なりとす。

この新規定によりて一六七二年初め紐育市長フランシス・ラブレースに紐育——ポストン間の郵便事務取扱を命じたり。既に新法によりて其郵政を託せられたるラブレースの就任後も其成績宜しからず、正規發着行はれず、戰爭相次ぎ、かゝる施設の正規的施行困難なりき、當時郵便物は前述の如く從來の行商人旅人へ私託する時代より稍進み、一六七二年頃はインデアンを使役して其脚力によりしインデアンポストがアルバニーを發して諸方へ配達せしともありしが他はいづれも序便にして各地へ向つて出發す

る移民に其各移民の行く先々の地へ配達さるべき書狀を義務的に携行せしめしものにして、彼等移民は強制的に他人の書狀を自己の荷物に加えざるべからず、これを拒み又は怠りたるものは罰として葺一石を課すことと定められたり。

一六八四年紐育市長ドンガンは収益の一割を英國政府に收むることを條件としてニューフランスとカロリン間に郵便事務を行ふの免許を得たるも其後收支償はざるを見たるか實施せられし記録なく、一方ペンシルバニアを開拓せしウィリアム・ペンは其州内に郵便事務の私營を始めフィラデルフィヤ市建市後十年にしてフィラデルフィヤと隣接諸市との間に郵便の私設を見たるが、未だ人口稀少にして土地はこれに反し廣大なるため人民各地分に散し其聯絡密ならざる當時、これだけの設備を企てたるペンの大膽は賞するに餘りあり。

州の議會と協定することとしたるが、今迄各州分立の勢ひにありしを以て、これを總括せざるべからず。この事たるや頗る困難にしてニールの代表者はこの困難なる事業に幸にして成功し今後一致して制定するの約束をなせり。當時の郵便物遞送たるや前記インデアンポスト等を用ひ又は序便を頼りたる有様にして未だ完備するに至らずたゞ規則的のポストの第一回のものは一六七三年正月ニューヨークよりボストンに向つて發せられたり、これは行囊に小包、書狀等を入れ馬を以て送れり。此の如きものは完備せる道を良き天候の日に行はれしに止り必ずしも全體これに倣ひしと云ふにあらず。

第三 ニール特許時代の前後

一六九二年四月ニールは英國驛遞總監の許諾を経て、アンドロリュー・ハミルトンをアメリカ郵政長に任命したり、ハミルトンは元實業家に

十七世紀の後半に及ぶや小さき郵便局各地に續出し其地方人民の要求に應じ、集配を取扱ひしが、其開設にあたりては勿論正規の手續を以て許可を乞はざるべからずと雖も、其活動に至つては比較的自由なりしものなり。スタンレー・ステック氏の調査によれば當時の各地小郵便局々名左の如し括弧内は開局年號

バージニア(一六五七年)紐育(一六七二年)コネクテカット(一六七四年)フィラデルフィヤ(一六八三年)ニューハンブレヤ(一六九三年)一六九二年二月造幣局長トーマス・ニールは向ふ二十一年間一般郵便業務組織に關する特許を得たり。これニール特許と稱せらるる有名な特許なり、彼は米大陸全體の郵便事務總括の大任を帯びたりしも、自らは英國に在りて、人を派して駐米代理者を置き事務を執らしむ。然して其料金割合はニールの代表者と米國各

してエジンバラ商業會議所に在りしが一六八五年渡米し爾來郵便につき趣味を以て研究し、これが制度改良に志したりしが、今や彼の理想を試み得る時代に到達せしなり。彼が紐育州知事に致したる自己考案の新策なるものを見るに

第一に各州を通じ同一距離に對し均一料金を設定すべしと主張せり。蓋し當時各州は各自獨立して料金を定め其間何等聯絡協定なく、又一州内にも同一距離内にて差別あり、例へばペンシルバニア州議會の決定せるものは  
フィラデルフィヤ紐育間書狀一通四片半  
フィラデルフィヤ、コネクテカット間同九片  
フィラデルフィヤ、ロードアイランド間

同十二片  
フィラデルフィヤ、ボストン以遠各地間

同十九片

此の如き不便を除かんとするにあり

第二に郵便獨占權の確立を策したり。即ち各州はニールの特許權を承認し且郵政長の俸給を各州分擔し、毎年の豫算面に其分擔額を計上すべしとなせり。

彼の第二の献策は幸にして各州の容るるところとなり、尋で第一の献策も承認せらるることとなり、こゝに米大陸の郵制は一大改革を見るに至れり。

一六九三年五月一日よりハミルトンの主唱の下に各州の郵便聯合を成せり、これによつてニールの特許は公に承認せられ、從來對英政府間の契約に止りしこの特權は一般の承認を得て大いに其價値を高めたり。

然るに當時ニールの特許に對して獨り賛意を表せざりし一州あり、即ちバージニアにして當初より極力其特許を否認し、自州の郵便は自らこれを營まんことを希望せり。

八十英里以内 八十英里以上

一枚以内の書狀 三 片 四片半

二枚以内の書狀 六 片 九 片

證文 證 書 每一号十二片 每一号十八片

さて聯合後新法により一六九三年五月一日よりポーツマス、ニューハンプシヤよりボストン、セイブルック、紐育、費府、メリランド、バージニアに至る道を設計しこの道に五驛を設けて各驛に騎手を常備し夏季は毎週一回冬季は隔週一回と定め各回の遞送にあたり、遞送人は案内者に導かれて目的地に赴きこれを名宛局に携行しこゝに郵便物を置く、それよりこれを居宅に配達するものなり、加ふるに南部への送狀は不規則にして洪水期には大いに困難せり。

規則は右の如く極めて正規的に造られたりと雖も事實中々行はれず、ニューヨークよりボストンに至る途の如き主要路にても季候のため或

右はバージニアを除ける各州は一六九三年五月一日よりこの特許權者の郵便に其通信を依頼し特にニューヨーク州の如きは法令を發し郵政長以外の如何なる個人も團體も賃金を得て文書小包等の集配をなすことを禁じ、その制を犯すものは百磅の罰金に處することせり。(尤も右の如き賃錢の支拂を得て集配する營業以外友人間の郵便を除けることは謂ふ迄もなし)

かくてバージニアを除く諸州の聯合の成立を見たるが獨り自州のみ聯合外に在ることの不利を悟り、一六九三年從來の聲明を破り郵便局なるものは迅速と安全なる配達をなし得ることにより商業の繁盛を助くとの理由を具して加入を宣言しこゝに完全なる聯合を見、後こゝに郵税の統一を議定し、從來の不規則なる税を左の如く統一せり(單位ペニー)

は馬の疲勞等に災せられて正規の日數に兩地を往くことを得ざりし有様なりき。

これが實施の結果如何と云ふに使用人の給與割合に厚きものありしが局の純益少なく一六九三年紐育局の收入六十磅にすぎず、一六九七年の支出總額三千八百七十七磅に對し同年の收入千四百五十七磅にして差引二千三百六十磅の損失を招けり。右の計算は英國政府へニールより致したる報告にして最初特許の條件によりて三年目に報告すべきところ狀況不利にして報告を見合せ、後繼者の時代一六九八年にはじめて右報告を致したるものなり。

切角特許を受けたるニールもむしろこの制を英國本國の直轄とすべきを可となし、何時にても其時は返上せんとの意志を有したり、もし棄權せざるとせば被特許者としては是非共増賃を策せざれば經營不可能となる虞れあり、英本國

驛遞總監に其意見を求めたるに總監は増賃には反對の意志を有せしを以てしばらく其儘とせしが、かゝる損失をつゞくるに忍びず遂に一六九四年に特許をハミルトンに譲れり。ハミルトンの一七〇三年没するや其子ジョン・ハミルトンこれを繼承せり。倫敦大學のスミス氏の研究によれば稍この間の消息を異にせり、ニールは間もなく没し権利は債権者たるハミルトン及び英人ウエストに渡され一七〇三年ハミルトン没するや二三年の間其寡婦これを經營し一七〇六年寡婦とウエストは其特許權を擴張し大いに形勢の挽回を計り稍良好なる形勢を見んとする頃英國政府のため買戻されたり。

第四 英國經營時代 (一七〇七年至一七七四年)

一七〇七年英國政府は米大陸に於ける郵便事務を直轄とせんことを企てジョン・ハミルトンより千六百六十四磅にて其特許を回收し、更め

たり。この額はニール時代のものよりも遙に高く、これによつて其增收を計らんとせしもの如し。

然るに實績は少しも政府の収入増加を示さず蓋し税額の増加は利用者の數を減ずるの現象を呈したるに因る。

一七二二年英國驛遞總監は米國に於て將來賃金は増額せずして收入を増す方法を執るべしと豫め宣言するところありしが一七六五年の英國議會は遠隔地の賃率につき若干の遞減をなせる法律を通過せり。この新率に依りて減せられたる郵税は百哩以内は従前の儘とし唯百哩以上二百哩以下を八片、百哩を加ふる毎に二片宛の増徴に止め從來の如き毎六十哩毎に加算するの方を廢せり。

さて當時の交通狀況は如何と云ふに一七〇四年當時にありては紐育フィラデルフイヤ間は一週間以上を費し晴雨によりて大いに其日數を異

てジョン・ハミルトンを官吏として郵政長官として年額二百磅の俸給を與ふることとせり。然るに英政府は豫期に反して収入少なく、に於て政府は郵税を以て國庫の一の財源たらしむる目的を以て新に方針を定めたり。

この新方針によれば一七一〇年の制定にかゝり翌十一年より實施せらるることなれり。内容は英京倫敦を中心として其中央政廳を倫敦に置き、すべて英米間の通信も統一せしめ米大陸内に各州に一等局を設けて各局間同一距離均一料金法を布かんとするものなり。然して米大陸に於ては其中心とすべき主管局を紐育に設け各地の局を其監督下に收め又郵便制度の發達、官收の増加につき各州より代表者を集めて問ふ事とせり、この時定められたる賃銀を見るに倫敦米大陸の相互間一通に付一志、米國內の通信は六十哩以内一通四片、百哩以下一通六片の割としにせり。サレム及びボーツマウス間は僅か四十哩なりしも一七一六年に試みたるポストは九日を費せり、これによれば一日四哩強なり、此頃としては一日五哩内外ならば決して遅しとは云ふを得ざりし。

此頃のポストは決して安全なるものにあらず騎手は心を安じて馬上に在る事能はず、今日の飛行郵便に於ける如く騎手は一種の冒險心を以て臨みたりと云ふ、當時の新聞の廣告に「公衆の利益のためにポストに乗る事を決心す」と。ベンジャミン・フランクリンは英國下院委員會に於て一七六六年一月二十八日演説して曰く「一七六五年の法律にポスタージを税と定めたるは大いに謬れるものなり。何となればポスタージは本來人民より強收する所の他の租税の如きものと其趣を異にし單に用を達してもらふ代償即ち強制的性質あるものとは異り、むしろ自由的

性質を有するものなれば人によりては近隣への書信を使者に齎らさしむることを得べく即ち任意的のものなればなり。然して政府としては其郵便局の發展、改良を希はばポスタージは税なりの感念を除き便利重寶なる機關利用に對する代償たりとの感念を興ふる必要あり」と論ず(コベット「議會史」)ハミルトン時代にありては驛馬は主として海岸線の易路に就き山谷沼地を避くるに勉めしが其繼承者ジョン・ハミルトンは如何なる内地にも必要あらば喰込むことを企て郵便料金の収入によりて償ひ得るを限度として道を擴張するの方針を立したりしも、事實は、其収入少く擴張の運びに至らざりしもの如し。ハミルトンは一七三〇年に至る迄其職に在りしが彼は一方に直接の収入を激増せしめ其帳簿面を飾りて他の損失を蔽ふが如き事なく収入を以て常に其損失を差引き以て實質的に國庫の

損失なき様正確なる計算を示せしを以て政府は華々しき數字の羅列を提示せざりし彼を目して無能となし、免官し後任としてバージニア州長官ス・ポッツ・ウッド氏を命じたり。この時ス・ポッツ・ウッド氏の下に擧用せられたるはフランクランなり、彼は先づフィラデルフィヤ郵政長官となり一七五三年英政府より同僚ツイリアム・ハンター氏と共に英領北亞米利加郵政長官の官名を授けられ兩名合して年俸六百磅を給せらる。兩氏の就任するや數年にして國庫收入漸く多くなりアイルランド郵便事務収入高より三倍も多く收めたり。これが功績はむしろハンター獨りに歸すべし、蓋しフランクランは米國獨立運動に身を投じ歐洲に在り、ハンター氏獨り執務し居たればなり。然してフランクランは當局の嫌忌を受け一七七四年官を免せられジョン・フ

オックス・クロフト氏これに代りハンターは一七六一年病没するまで在官せり。

郵便収入の稍利益ある形勢見ゆる頃、民間にてもこれが事業を志すものあり、其筋に出願するもの出で、一七七三年ヒュー・フィンレー氏は英國政府よりカナダのクエベックより米國フロリダ州の聖オーガスケン迄の郵便を請負ふの特許を得たり。

此頃の郵便が如何なる程度まで組織立ちたるものなりしや、彼のフィンレー氏の報ずるところに従へば、官設の郵便局の不完全なる事甚だしく、郵便局長にして局舎を營まざるもの少なからず僅に居酒屋の食卓を以て集配區分臺に代用し寢臺を事務机とし、酒盃とインキ壺と混置せらるるの不規則なりし有様諸々にあり、又人より託されたる貴重なる手紙は注意もなく宿舎の帳場の机上、酒屋の食卓に散亂せられ時には

信書の秘密を犯す等のことあり、實に厄介なりしが、これに反し従來行はれたる私設の郵便局は其取扱丁寧且規律的なりしを以て人々は皆これを私局に託せしが法律を以て私營を禁じたれば已むを得ず官營に託するの他なく、然も官營にありては局長の報酬は取扱郵便物の多寡に正比例すると云ふ規定なりしを以て出來るだけ多く收めんとせり、然も其收納金は官府に納むる前に賭博に流用する等官紀大いに紊亂せり、されば民間の物品運送業者に私に手紙を混じて渡すなどの弊ありと云へり。これは多少事實を誇張し或は極端なる方面のみを示したるものなるやも知れざれど、かゝる弊害の必ずしもなきを斷言する能はず。

官營の弊はこの他色々あり、或は官馬を途中にて賃貸し私腹を肥し又は郵便局長の權利を密に賣却する等のことあり。一般使用者にとりて

甚だ迷惑なること少なからず當時の急飛脚なるものも其能力鈍くワシントンが一七九九年十二月没するや其報道を諸方へ馬を以て告げたるにポストン迄十日も費せり。

此頃米國獨立の氣運すでに萌せしが、これに先ちて郵便事業の獨立即ち英國の監督下より脱せんとするの議論あり、こゝに米國郵便史上に一大轉機を見るに至れり。

### 第五 米國獨立と郵制

米國獨立の氣運に先ちて其郵制の獨立論漸く世に喧しくなりぬ、當時英本國に於ては官憲と新聞出版業者との間に一種の不公平なる契約行はれ、或る特殊の新聞紙に限り其配達につき郵便料金の免除と云ふ特典授けられたり。この風習米國にも行はれフランクリン長官時代に彼も亦一新聞を有せし關係上彼れに反對の一派の新聞業者とフランクリンとの間に紛争あり、本國

政府に運動して其免官の時期を早めたるが如き事實ありしと傳えらる。

一方本國政府は本國政府に反抗する米大陸に於けるあらゆる新聞、出版物を抑壓するに苦心し、一七五七年ペンシルバニア州長官は新聞紙上の進歩思想を抑制すべき内訓を郵政長官に下したることあり、遂に一七七四年新聞業者は郵政長官と争を起すが如き結果を生じたり。

多くの新聞紙は郵税免除の特典に與らんがために曲筆するもの少なからざりしに反し一方にはこれに反し、米國郵便の獨立を標榜して少しも譲らず、官憲に對抗するものあり、バルチモアのメリーランド・ジャーナルの持主ウィリアム・ゴダードは立法的に米國に獨立せる郵便局設立すべきを主張し一七七四年この主張に賛成せしめ加盟せしむるため諸州を遊説し其結果同年四月三十日米國郵便局開設資金を集め得たるを以

て此金を以て自立郵便局の維持費に充つるととし、尙郵便吏員及騎手の保護に用ふる事とせり。然して各州の據出金者は各州より代表者を選び各地の局長として任命し其郵税は新聞紙、書狀、小包皆平均することを提案せり、この提案はゴダード氏の發議にして一七七四年七月彼により宣言せられたるところなり、かくして全米郵便獨立の機運は着々其歩を進め、唯其實行は時期の問題を残すのみとなりしに俄然本國政府に對する反抗の烽火は一七七五年紐育の一委員によりて擧げられぬ、事は當時紐育ポストン間に定期的に發着せし四回便を或時一回盜難にかゝりし事ありしに依り其騎手を免じ、一時其道の定期發着を停止せしに起れり。右委員は郵政長官フォックス・クロフトに其停止理由の説明を求めしに右事情を答へしかば委員は直ちに「公共の機關たる郵便をかゝる無責任なる長官に託し

然も此の如き故障ある以上は最早信じて託するを能はず、依つて吾々は勝手に通信機關を設立せん」と答へ直ちに獨立機關の設立を宣言せり。

既に此時英米間に紛争を生じ米國獨立の際とて大いに氣勢揚り、同年フライデルフイヤーに開かれたる第二大陸會議は主なる州に郵便局を設立することを可決し、マサチューセツ州は六十哩以内書狀一通五片四分之一と定め距離による累進法を採る事とせり。同時に中央集權主義によりてコングレスの下に米大陸郵便局を立てんとゴダード自ら宣言せり、この宣言により諸州はいづれも賛意を表し同年五月大陸會議は六名の委員を任命し米大陸郵便局開設につき審議すべき事を命令せり、尋で七月二十六日其報告によりて設立を了し其六名の委員中の一人たるベンジャミン・フランクリンこれが局長となり年



良を委すことしたり。

先にフランクリンの米大陸郵政長官の職を免せらるるや、一般の輿論大いに彼に同情しバルチモリア及フィラデルフィアの商人等は一七〇一年單獨にゴダードの下に局を設けんと企て偶々フランクリン免官の報に接し其設立を急ぎ以て英本國の局に挑戦する等の事あり。

今や新しき自治的の郵便局に加入するもの踵を接し獨立の氣分を相伴ひて破竹の勢を以て進みカロリン、ジョージヤ、ヴァージニア以南各州の他は全部英國の郵政より脱して各々局を設け獨立し或州の如きは英國官設の郵便を用ふることを禁止せり。

右各獨立局は大陸會議の命令により直ちに其傘下に走る事を内約しフランクリンの時にすべて其下に集ることを得たるは一にフランクリンの信望にも依れるが一方にはゴダード氏の努力

一七七五年十月七日大陸會議は英國政府の郵便即ちパトリアメンタリー・ポスト(一名を官僚郵便)の廢止を策せんとする動議を上程せり。

かゝる動議を上程するに至りたるは實に英國側の間牒が常に獨立運動の情勢を本國に通信するに便なるこの官僚郵便を潰して其情報通信を妨げ以て獨立運動抑壓の危険より脱せんとするの考に出づ。この動議に對して一部の人士中英國側に好意を有せるものありて反對せしものありしが英國郵便局の撤廢も近くこの勢の已むを得ざるを察せしか、大したる反對行動もなくこの動議を通過せり。然れども單なるこの動議は英國を強制するの能力なきは勿論の事にしてたゞ英國に對する一種のデモンストレーションなりき。

一七七五年十二月在紐育、大陸自治郵便局は告示を發し、アナポリス地方議會の決議により

の尋常ならざりし結果が當時の反英思想の大勢に乗じたるに他ならず。

#### 第六 獨立新郵政の施設

大陸會議は前述の如く愈々英國に反抗して新局を設くるや直ちに郵便税を英政府時代の額より二割引くとを議したり、これ一般民衆にとりて頗る満足すべき事にして大いに歓迎せらるべきや疑を容れざるところなりしも、かゝる策を樹つるには慎重なる考慮を要し、二割の減收にては必要數の騎手すら抱え置く事も困難ならんかと云ふ懸念もありて此議は其儘立消となれり、然して一方英國政府は依然として其郵政を米大陸に布き從來の通り營みしかば一時英米二種の郵便局が並置せらるるの奇觀を呈せり。世に通稱して英國政府の經營せるものをパトリアメンタリー・ポストと名附け自治經營のものをコンスタチューショナル・ポストと云へり。

同地を通過して英國政府取扱の郵便物の往復を禁ずることとし、當該郵便物が同地に至るや直ちに留置して受取人をして受取に來るまで保留し、配達せずと定む、かゝる虐待をうけ一方極力米國郵便を利用することを奨励せしかば漸く英國の郵便の影を薄め來れり。

一七七六年七月米國獨立を宣言したれども未だ英國の承認を得るに至らず、依然として英國の統治下にあり、戰爭諸所にありて國內動搖せり。

一七七九年倫敦の本省より紐育知事へ宛てたる書狀によるも尙英國郵便が依然として存することを證明し、其依頼者利用者の絶えざるを祝する意味を載せたり。然して本國驛遞總監は本國議會の承認を経て英國官僚郵便の維持費の必要額を續けて送金することを約せり。

然るに一七八〇年に至り利用者少なきため到底收受せる料金を以てしては、其經費を償ふに

足らざるを觀念せざるべからざるに至れり、これ米大陸宛の書狀が米大陸に到着し受給人へ配附する迄に獨立軍のため掠奪破棄せらるるの危険ありて、其災を除くため多數の人員増加を要し従つて從來の經費を以てしては收支相償はざるの結果を來せり、一方大陸に於ては一七六六年其獨立の思想普及を目的として「迅速にして且廣汎に分布せらるる目的のため」大陸會議は郵便制度の擴張改良を行ふとを議決し、その結果として騎手は數ヶ所の驛路に二十五哩乃至三十四哩毎に設置せられ一週一回の定期差立を行ふこととす、然も郵便物の受附けらるるや些の停滯もなく速に晝夜兼行を以て次の騎手に手交するまで走行することを嚴命したり。然れどもこの收納額を以てしては經費を償ふに足らざるを以て郵税五割の値上を斷行するとし一七七七年十月十七日これを實施す。されどこの結果

し力めて節約を計り、一七七五年當時の郵税より一割増すこととせしが依然收支相償はず、一七八〇年五月にはこの困難な狀況を救ふために十萬弗の支出を決議する等其經營頗る苦心すべきものありき。然るに此頃貨幣價值下落し騎手に對する報酬も従前の儘にて放置するを許さず獨立戰爭前の二倍を支給することとす。一七八〇年開戦後減收の原因の一として敵偵察報告其他軍事當局のため官用に使用すること多く正規の收入に減少を來し失費多かりしも重なるものなり。

一七八二年大陸會議は從來の郵便局に關する諸法令を一つの法律に合せて編纂し從來の區々たる規定を統一せり。

新法によれば米國郵政長官は充分なる注意を以て郵便物を集配することを命じ、一週少なくとも一回は配達せしめ遲滯なき様監督し各局長

依然經費不足し其維持困難なりしを以て當局は委員會を組織しこれが對策を講せしめたるに、一七七九年四月一日委員會の發議によりて郵税倍加の議上程せられ即決直ちに施行せらる。

當局はこれが一般の不平を惹起し其信用を墜さんことを怖れたりしも、恰も獨立の際にて愛國心並に反英思想の結果左程の不滿の聲を聞かず國庫の收入を増すならば倍加するも苦しからずむしろ進んで從來私使にて差出したる手紙の數まで悉く當局の郵便に依頼し以て政府の爲にせんとするもの少なからざりしと謂ふ。

かゝる再三の増額にも不拘、依然收支相償はず一七七九年十月の計算によれば臨時立替金三百七十五磅十八志六片、騎手給料支拂延滞額一萬七千六百六十六磅一志三片に及べり。

依て大陸會議は一七七九年十二月、三萬弗の臨時支出を行ひ、早便騎馬其他特殊の設備を廢

は其徵收金高の二割以内にて於て報酬を獲得することを許せり。新税率によれば

- 六十哩以内一ペニウエイト八グレン
- 六十哩以上百哩以内二ペニウエイト
- 百哩以上二百哩以内三ペニウエイト十六グレン
- 以上百哩毎に十六グレンを加算す
- 海外よりの書狀の配達料四ペニウエイト
- (但同时増數に就ての割引なし)
- 小包一オンスに書狀一通に換算

右の如く定めたり、又郵便局の收入が經費を超過する場合は、其高丈を從來局維持費として下附せられし額より差引き一年六分の利を附して返納を命ず。返納せし金は局の擴張改良資金として保管せらる。

遂に一七八三年英國は米國獨立を承認し、これに英本國の郵便局は悉く撤退し、全く米國郵便も獨立することなれり。

然して米國獨立するや大統領は其道路の維持

改良發達に意を注ぎ特に共和思想の普及傳播、國體に關する智識の汎布につき遠大なる理想を以て臨みたり。

此頃より米國國內の道路改良發達著しく加ふるに車馬の利用盛んにして一八一八年には郵便物はすべて驛車ステーションによりて運ばれるに至れり。料金の問題につきては大陸會議は其全收益の僅少なるを憂ひ、是が増徴を議したりしが其地面の廣汎山野未開の地多きに鑑み到底他の歐洲諸國等と同一率にて定むるを不可なりとし此際増税の避くべからざる所以を承認し左の如く定めたり。

新率によれば全土を距離によりて八圏に分ち

三十哩以下一通六仙

四百五十哩以上一通廿五仙

一通を増す毎に二倍三通ならば三倍とし

小包は一オンス毎に手紙四通と同額に計算す

と定めたり、この率は三十年間(自一七九九年)こ

要なる郵便改革と其可能性なる著書はいたく當局を刺戟し一八三九年この改革論に基きて新に方針を立てんとしたり。但しこの著書中に現れたる英貨一片に對する換算割合を平價二仙とせずして強て五仙として其收入高を増すことを計れり。

英國が一八三九年乃至四十年に於て未曾有の大革新を斷行し、平均税法たるベニーポストを制定したる迄の郵制の亂雜なりし狀況は、この頃の米國と太だ似たるものあり、一般國民は其郵税の減額を要求して止まず。折しも一八四四年米國々庫の收入甚だ良好にして四年間の經費は充分それ自身償ひ得るの見込あり、人民はこの良好の状態を見て益々其減額を要求するの聲甚しく、遞送の方法昔時に比して甚だ廉なるものあり、當局にても即時減額を斷行したきも突然急激なる改正を行ふは財政上甚だ面白からず

れを行ふ(但し一八一二年より一四年まで二年間英米戦争ありて税率一時改正) 其後五割増を企てたりしが長く行はれずして止めり。

### 第七 十九世紀の郵制

國內の交通漸く繁く、人口は激増し商業各地に盛なるに従ひ、局の増設事務の擴張等新に業を起すべきもの尠なからず。一八二五年郵便局に關する法律發布せられこれによりて各地郵便路には必要あらば續々郵便局の開設を命じ各局長これが命に従ふべきを定めたり。

其後事務の繁盛につれて官紀の紊亂其他の弊害續出したたり。けだし當時の議員が自己の特權(無貨運送)を濫使し、又は情實により地方の請願を納れ不要所に局所を濫設するが如き弊あり。政府の欠損愈々續き一八三七年以來數年マイナスのみにて困難甚しきものあり。

英國の郵便改革の大家ローランド・ヒルが「重

漸進主義によりてこれを行ふこととし、一八四五年三月これを改正し距離の標準を二分分し三百哩以内を一通五仙、三百哩以上は一通十仙とし從來の枚數計算を廢し目方計算とし、其單位を半オンスとす。

未だ英國の如く均一料金制にはならざりしも、大いにこれに近けるものにして大改革と稱し得べきものなり。

今回の改革の結果として政府の收入は約百萬弗の欠損を見たり。かゝる欠損を續くるに於ては、到底從來通りの經營をなすこと不可能にして、大いに其規模を縮め切り詰むるか或は右改正を廢して再び値上を行ふかに在りき。

然るに米國に於ける當時の郵便政策が今日の如く開拓せられたる後の平時の狀況と異り、未だ開拓を奨励すべき時代にして、是等各地にある移民が通信の利便も計り、且遠地に在ると云

ふ感念を多少なりとも緩和せざるべからざる状況に在り。

然るに眼を放つて歐洲の天地を見れば、英國既に均一制を布き其他續々これに倣はんとするの傾あり。彼我比較すれば其進歩の差の甚しきに驚かざるを得ず。値下げしたりと雖も未だ純然たる距離計算主義に依れる上、この上値上げなどは到底行ひ得るところに非ざるなり。

從來の距離計算のみに依るときは、遠地にあるものは同じ一通の書状についても非常なる多数の負擔をなさざるべからず、甚だ同情すべき點なしとせずされば、これが平均を期せんせば均一制によらざるべからざるも、かゝる程度までに至らざる米國としては、其の姑息なる緩和策として西部人民の負擔を軽くするため、東部人民の開けたる近地間の郵便を態々其通過路を迂遠にして以て郵便料金を多く收めんとする

今日の重量計算法によれば此の如きことは想像にも及ばざる事ながら當時距離計算、個數計算のみによれるの結果かゝる滑稽なる事實を生じたり。

かゝる事實を直接示されては改正を斷行せざるを得ざるべし。遂に一八五一年に法令を發し三百哩以下すべて三仙と郵税を定めたり(但し特別に山越其他の費用を要する太平洋岸の各地に至るものは十二仙)然るにこれについても世論反對多く政府が遠く故地を離れて健氣にも開拓しつゝある人々を遇するの道を知らざるものとして大いにこの四倍特別料金を攻撃せり。

一八六三年政府は遂に料金を改め書状は距離に關せず、半オンス三仙と定めたり、こゝに於て全く料金均一制となりしものにして既に交通機關大いに發達し又利用者激増せしを以て、かゝる英斷を行ふに至りしものなり。

の方法行はれたり。即ち其實例としてポストン及び紐育間の通信に際し郵便料金の多く收めらるる様距離の増加を計りて態々オレゴンを通らしめ從來の直線に比して十五パーセントの増收を行へり。かゝる不合理なる負擔に對して到底人民が黙從すべき筈なく、物議囂々として起れり、然して舊來、改正前の高率行はれたる時代にありては人民の増加に比して左程收入多きを見ず、成績面白からざりしも一八四五年の減額以來郵便料金の收納増加せり、これ郵便利用者の増加による。事情此の如く、値上げなどは思ひもよらざる事ながら政府は欠損あり、其改良策挽回策には頗る困却せし際、復々從來の料金計算法に於ける大なる矛盾を發見せり。實例によればバッファローよりデトロイトに至る製粉一樽の送料は同一區間に手紙一通(半オンス)の郵便十仙と同額なりしを以てなり。

然も輿論は尙三仙を以て高きに過ぐとの批評をなせしを以て、千八百八十三年三仙を改めて二仙とす。

かゝる値下は政府の收入に不良の結果を來さざるやと云ふに、決して此の如き結果を見ず、即ち料金の減額は却つて利用者の數を増し結果収入の増加を見たり。

其後一八八五年半オンス單位を改めて一オンス迄許したり。

政府の郵便收入中第一種便(書状)の郵便料金はそれ自身の集配費用を償ふて餘りあり、其剩餘金は重量の割合に料金低き第二種便(印刷物)地方配達荷物の集配費用の損失を償ふものとして補充せらる。

其後二仙を更めて一仙とするの議論起りて、相當實現の見込みありしも、未だ其實施に至らずして今日に至れり。

米國に於ける郵便の發達が、移民の頃より今日に至るまでの發達が國土が全く未開なりしだけ其進歩順調にして道路、車輛等の進化と常に相伴ひて發達せしは、他の諸國に比して最も鮮明に其經路を説明し我國の如く長き鎖國の突然の開放と共に一時に新制度を容れたる國家の夫と異りて甚だ興味あるものなり。

(大正十三年十一月二十九日稿)

## 生産的及び不生産的 なる語に就て (六、完)

### 榎本 鑛 治

#### 二十七

既に本誌十月號にも注意したる通り、生産的及び不生産的消費なる術語を最初に使用せる英

ものは、不生産的消費者である。生産的消費とは、社會の生産力を維持し、又増加せしむる消費のみを云ふのである。而して其の生産力は、土地に在ると、其の生産原料に存すると、其の生産要具に在ると、將又其の人々に存するとは、之を問はないのである。……乍併吾々は、之に依て一社會の富に取て生産的勞働及び不生産的勞働の區別よりも一層重要な區別の存する事を知るのである。即ち其の區別とは、生産的消費に物品を供給するための勞働、及び不生産的消費に物品を供給するための勞働、是れである。換言すれば一國の生産的資源を維持し、又之に附加するために雇傭せらるゝ勞働と、然らざる勞働との區別是れである。(本誌八月號拙稿十二參照)

乍併ミル自身の例證に一瞥を與へ、又聊かなりとも之を勘考するならば、單に夫れ丈けにて

國經濟學者は、スプーンナー氏の指摘したる如く、ジョン・スチュアート・ミルに非ずして、彼の父ジェイムス・ミル或はアダム・スミス以後ジェイムス・ミル以前の何人かである。(十月號拙稿一一二頁參照)併し後人に依て最大の注意を拂はれたる點より觀れば、ジョン・スチュアート・ミルの見解を以て第一となす可きであらう。而して現代經濟學者の生産的消費説に對する批評も、亦ジョン・ミルの見解に差向けらるゝのが常である。

即ちミルの見解に従へば生産的及び不生産的なる區別は、勞働に於けると等しく消費にも適用することが出来る。社會全員は悉く勞働者とは云へないが、彼等は悉く消費者ではある。而して其の消費は、生産的なるか將又不生産的なるか其の一である。即ち其の直接たると間接たるとを問はず、生産に何等の貢獻をもなさざる

茲に所謂生産的及び不生産的消費なる區別を飽迄固執することが、實際上如何に不可能であり、從て又之に依て利得する所が如何に僅少であるかを説明するに充分である。ミルの學徒として知られたるヘンリー・フォセットは、此の點に於ても亦ミルの所説を殆んど盲目的に遵奉するのである。即ち彼の「經濟學綱要」第一編第三章には、先にミルの表現したる見解の要約が擧げられて居る。(H. Fawcett, Manual of Political Economy, 9th edit., 1907, pp. 15-16)之に反してエフ・ウォーカーは、其の「經濟學」に於て甚だ有望なる方面より本題に接近して居る。(Francis Amas Walker, Political Economy, 1883, pt. V, p. 33)今彼の見解を窺ふに、早期の時代及び文明状態に於て必ず奢侈品と呼ばれたであらう所の物件に對する支出の多くは、事實上勞働者の生産的能率を増加せしむる傾向があるが故に、生